

消 教 推 第 4 2 号
健生食監発 0127 第 3 号
令和 7 年 1 月 27 日

各都道府県・指定都市 食品ロス削減に関する窓口担当部（局）長 殿
各都道府県・指定都市 消費者行政主幹部（局）長 殿
各都道府県・保健所設置市・特別区 衛生主管部（局）長 殿
各都道府県 環境部（局）長 殿

消費者庁消費者教育推進課長
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～」の周知について

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）が策定され、関係機関等において様々な取組が行われているところです。

令和 5 年 12 月 22 日に開催された食品ロス削減推進会議において、「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」がとりまとめられ、食べ残し持ち帰りに対する外食事業者及び消費者双方の意識の変化や行動変容につながるように、外食時の食べ残し持ち帰りの取扱いに関する施策を推進することとされました。

今般、消費者庁及び厚生労働省の連名で、令和 6 年 12 月 25 日に「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～」を策定しましたので、都道府県等におかれましては、別添 1 及び 2 を御確認の上、同ガイドラインの趣旨を御理解いただき、消費者及び食品関係事業者に対して、貴管下市区町村に広く御案内いただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

【別添 1】「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～（概要）」

【別添 2】「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～」

【関連ウェブページ】

[食品ロスの削減の推進に関する法律等](#) | 消費者庁

【問い合わせ先】

○全体及び民事上の留意事項について

消費者庁 消費者教育推進課

食品ロス削減法制検討室

担当：杉田、田代

電話：03-3507-9261（直通）

メールアドレス：no-foodloss@caa.go.jp

○衛生上の留意事項について

厚生労働省健康・生活衛生局 食品監視安全課

担当：高橋、後藤

電話：03-3595-2337（直通）